

宮城県人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金交付要領
(気仙沼地方振興事務所)

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県人口減少・少子化等地域対策強化事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日施行）に基づく事務の取り扱いについて、気仙沼地方振興事務所が実施する事業に必要な事項を定めるものとする。

(事業概要)

第2 事業概要は次に掲げるとおりとする。

(1) 事業名 企業人材確保・定着支援事業

(2) 事業内容

気仙沼地方振興事務所管内（気仙沼市及び南三陸町）では、民間事業者において認知度不足や人口減少等による人材不足といった課題を抱えており、その解決に向けて共同で実施する児童生徒や大学生を対象にした魅力向上や職業観の醸成、採用や人材育成など、人材確保・定着の取組に補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、第4に規定する補助対象者が取り組む人材確保・定着に資する取組とする。

(補助対象者)

第4 補助対象者は次に掲げるとおりとし、任意の団体又はグループの場合は、構成員の中から代表者を設けること。

(1) 管内の3以上の民間事業者（個人事業主を含む。以下同じ。）で構成する団体又はグループ

(2) 管内の商工会議所又は商工会

(3) (1)の団体とその構成員は次のすべての条件を満たすこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するものでないこと。

ロ 本要領施行時から第4の交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。

ハ 宮城県の県税を滞納していないこと。

ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。

(補助率及び補助限度額)

第5 補助率は3分の2とする。

2 補助限度額は100万円とする。

(補助対象経費)

第6 補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

【補助対象経費】

費目	内容
謝礼	外部専門家等に対する謝礼等
旅費	補助事業実施に必要な旅費等
食糧費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は除く）
消耗品費	補助事業実施に必要な最低限な事務用品、啓発資材等の購入費等
印刷製本費	チラシ、資料、報告書等の作成費等
委託料	補助事業実施に必要な業務委託にかかる経費等
通信運搬費	補助事業実施に必要な郵送料、運搬費等
使用料・賃借料	補助事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等
保険料	補助事業実施に必要な保険料等
その他知事が必要と認める経費	

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月10日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。